

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体及び財産を守る立場に立ち、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市国民保護計画の位置づけ

市は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）及びに緊急処理事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画を作成する。

この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、既存の市地域防災計画をはじめ危機管理に関するマニュアルづくりなど、関係機関との連携協力などを行い、市民の生命、身体及び財産を守るため危機管理体制の強化に努める。

#### (2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項及び第182条第2項に基づき、次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項
- ⑦ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

### 2 国民保護措置等の対象

市は、国民保護法により本市の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。

### 3 西諸広域行政事務組合消防本部の実施する国民保護措置等

本市における消防業務は、消防団業務を除き、えびの市、小林市及び高原町によって構成する西諸広域行政事務組合の消防本部及び消防署が実施している。国民保護措置等の実施に当たっては、住民の避難誘導や武力攻撃災害の最小化を図る上で消防の果たす役割が極めて重要であることから、本市の消防団の業務に加え、西諸広域行政事務組合の消防本部及び消防署が市内において担う国民保護措置等について、構成市町長及び西諸広域行政事務組合消防本部消防長と協議の上、本計画において定めることとする。

なお、本市は、西諸広域行政事務組合消防本部と緊密に連絡を図り、構成市町の区域内における国民保護措置等の実施等について調整を十分図るものとする。

### 4 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、下表に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

用語	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号)
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)
基本指針	国民保護法第32条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第34条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画

市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
市地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づきえびの市防災会議が作成したえびの市地域防災計画
県国民保護協議会	国民保護法第37条の規定に基づき設置された宮崎県国民保護協議会
市国民保護協議会	国民保護法第39条の規定に基づき設置されたえびの市国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第10条の規定により内閣に設置された事態対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第27条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部（宮崎県緊急対処事態対策本部を含む。）
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された県の現地対策本部
市対策本部	国民保護法第27条の規定により設置されたえびの市国民保護対策本部（えびの市緊急事態対策本部を含む。）
市現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された市の現地対策本部
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実</li> <li>・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針</li> <li>・対処措置に関する重要事項（事態対処法第9条）</li> </ul>
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置など。 （事態対処法第2条第8号）

NBC（エヌビーシー）攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。
核兵器	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。
生物兵器	人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌（炭疽菌、コレラ菌）、ウイルス〔(天然痘ウイルス、リケッチア（Q熱リケッチア））、毒素を生じる細菌（ボツリヌス菌毒素）などがある。
化学剤	科学兵器に用いられる人体等に有害な化学物質。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがある。
危険物質等	引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬など。
安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故等で放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺に取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。
ダーティボム（汚い爆弾）	放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃のこと。 (事態対処法第2条)
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。 (国民保護法第2条)

国民の保護のための措置（国民保護措置）	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまで、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。</p> <p style="text-align: right;">（国民保護法第2条）</p>
緊急対処保護措置	<p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは、指定地方公共機関が、法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p> <p style="text-align: right;">（国民保護法第172条）</p>
緊急通報	<p>都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（国民保護法第99条）</p>
国際人道法	<p>武力闘争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーヴ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。</p>
ジュネーヴ諸条約	<p>1949年のジュネーヴ4条約のことで、①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、②海上の傷病兵の保護に関する第二条約、③捕虜の待遇に関する第三条約、④文民の保護に関する第四条約からなる。</p> <p style="text-align: right;">（外務省ホームページから）</p>
国民保護等派遣	<p>防衛大臣が、都道府県知事から国民保護法第15条の規定に基づく要請を受けた場合や、国の対策本部長から求めがあった場合に実施する自衛隊の派遣</p> <p style="text-align: right;">（自衛隊法第77条の4）</p>
防衛出動	<p>武力攻撃事態等において、我が国を防衛するため必要があると認めるときに内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動</p> <p style="text-align: right;">（自衛隊法第76条）</p>

治安出動	<p>一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。命令による治安出動（自衛隊法第78条）と要請による治安出動（自衛隊法第81条）</p>
指定行政機関	<p>政令で指定された以下の国の機関のこと。  内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁  （事態対処法第2条第5号）</p>
指定公共機関	<p>国や地方公共団体と協力して、国民保護措置を実施する機関で、日本赤十字社、日本放送協会などの公共的機関や電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。（事態対処法第2条第7号）</p>
指定地方行政機関	<p>政令で指定された以下の指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関のこと。  九州管区警察局、九州防衛局、九州総合通信局、九州財務局、門司税関、九州厚生局、宮崎労働局、九州農政局、九州森林管理局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、福岡航空交通管制部、福岡管区气象台、第十管区海上保安部、九州地方環境事務所  （事態対処法第2条第6号）</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定している。（国民保護法第2条第2項）</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織</p>

生活関連等施設	武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、県民生活に大きな影響を与えたりする施設のこと、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を大量に取り扱う施設 (国民保護法第102条)
災害用ブロードバンド伝言板 (web171)	電話(音声)による「災害用伝言ダイヤル171」に加え、ブロードバンド時代にふさわしい伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とするシステム
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 (国民保護法第52条第2項)
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む) (国民保護法第52条第2項)
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聞いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
ライフライン施設	水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関連する施設のこと。
テロ	政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること。
ゲリラ	小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のこと。
特殊部隊	特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織
トリアージ	多数の負傷者が発生した場合、負傷者の重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。
被災者支援安否 情報登録システム (IAA)	大規模災害時に被災者の安否情報等をインターネット上に登録・蓄積し、その情報の検索サービスを提供するシステム。 (独)通信総合研究所が中心となって活動している。

非常通信協議会	<p>自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災機関で構成する連絡会のこと。</p> <p>(電波法第74条の2)</p>
eラーニング	<p>パソコンやインターネットなどを利用した教育のこと。</p>
NTT災害用伝言ダイヤル	<p>地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール</p>
緊急消防援助隊	<p>大規模災害発生時に、全国の消防機関から必要な消防隊員、救助工作車などの消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、災害に対処することを目的に結成される部隊のこと。</p> <p>(消防組織法第45条)</p>

## 5 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

## 6 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

基本指針や県国民保護計画は、国民保護措置等についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問の上、宮崎県知事（以下「県知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 7 市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「市地域防災計画」等に準じて対応する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態（大規模テロ）においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、宮崎県（以下「県」という。）、近接市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

特に、市の北部は熊本県人吉市・あさぎり町、東部は小林市、西部は鹿児島県伊佐市・湧水町、南部は霧島市が接するという市の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣市町との連携体制の構築に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護措置等の実施に関する国民の協力、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、協力の要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者・障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関への配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法について

は、それぞれの機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 外国人への適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置等を実施する。

(9) 安全の確保

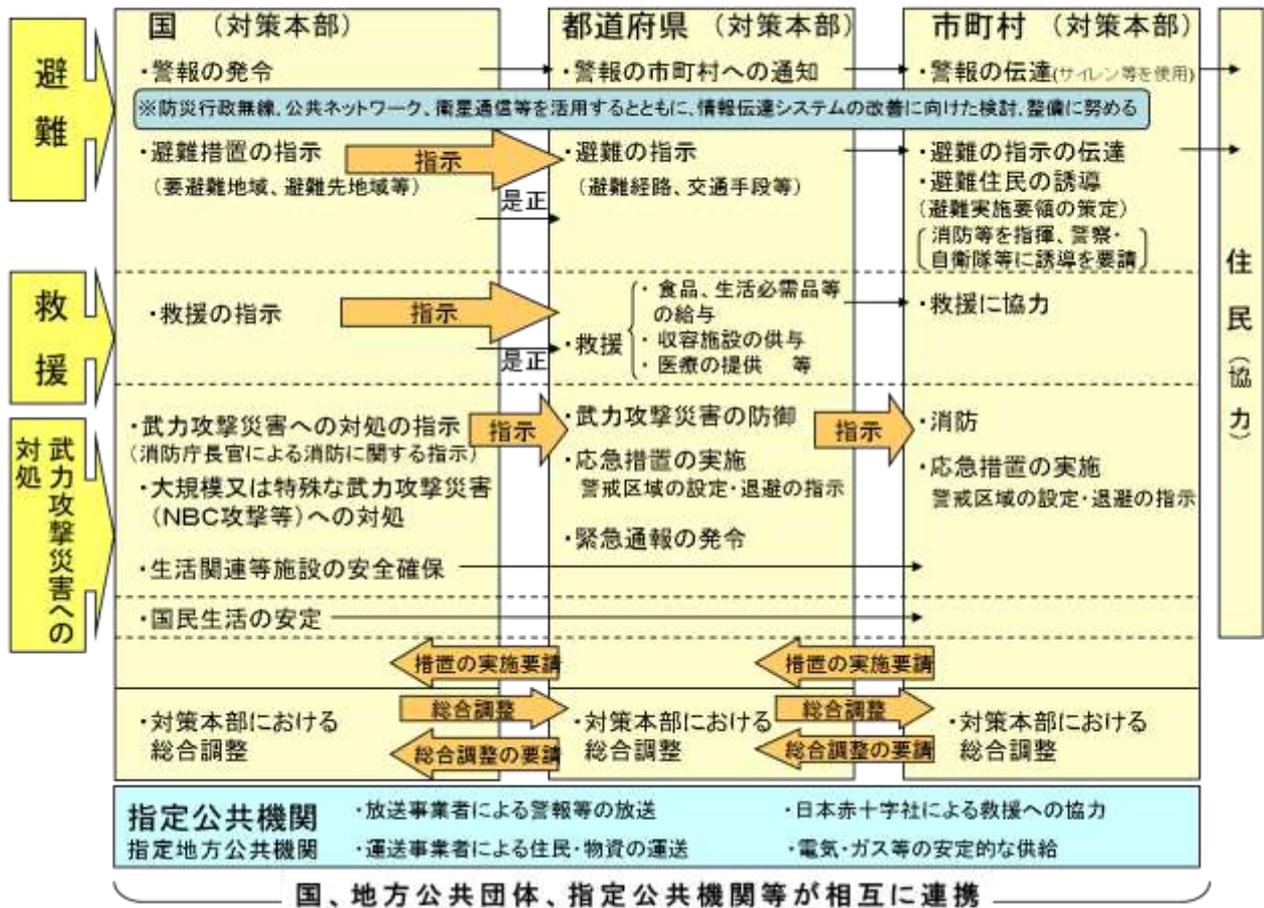
国民保護措置等を実施するに当たっては、国民保護措置等に従事する者の安全確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおり定める。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。  
 ただし、緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われぬ。

## 1 市

市は、市国民保護計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市内において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
えびの市	(1) 国民保護計画の作成関すること。 (2) 国民保護協議会の設置、運営関すること。 (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に 関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に關すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に關すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に關すること。 (7) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係 機関の調整その他の住民の避難に關すること。 (8) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救 援に關すること。 (9) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災 情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における 災害への対処に關すること。 (10) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に關すること。 (11) 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に關す

## 2 県

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮 崎 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県国民保護計画に関すること。</li> <li>(2) 県国民保護協議会に関すること。</li> <li>(3) 県対策本部に関すること。</li> <li>(4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>(5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。</li> <li>(6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。</li> <li>(7) 警報の通知に関すること。</li> <li>(8) 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関すること。</li> <li>(9) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。</li> <li>(10) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。</li> <li>(11) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関すること。</li> <li>(12) 武力攻撃災害の復旧に関すること。</li> <li>(13) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付並びに使用の許可に関すること。</li> </ul>

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村等が行う国民保護措置等に関し、必要な支援を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。</li> <li>(2) 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>(3) 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。</li> <li>(4) 警察通信の確保及び統制に関すること。</li> </ul>

九州防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。</li> </ul>
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。</li> <li>(3) 非常事態における重要通信の確保に関すること。</li> <li>(4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> </ul>
九州財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</li> <li>(2) 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。</li> <li>(3) 普通財産の無償貸付に関すること。</li> <li>(4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。</li> </ul>
門司税関	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 輸入物資の通関手続に関すること。</li> </ul>
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。</li> </ul>
宮崎労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の雇用対策に関すること。</li> </ul>
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。</li> <li>(2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。</li> </ul>
九州森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。</li> </ul>
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。</li> <li>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</li> <li>(3) 被災中小企業の振興に関すること。</li> </ul>
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。</li> <li>(2) 危険物等の保全に関すること。</li> </ul>
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 港湾施設の応急復旧に関すること。</li> </ul>

九州運輸局	(1) 運送事業者との連絡調整に関する事 (2) 運送施設及び車両の安全保安に関する事
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整に関する事 (2) 航空機の航行の安全確保に関する事
福岡管区气象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供に関する事
第十管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関する事 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関する事 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関する事 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関する事 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する事
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事

#### 4 自衛隊

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置等を支援するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 地方協力本部	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関する事 (2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関する事

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置等を実施する。

機関名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関すること。
郵政事業を行う者	(1) 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関すること。
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関すること。 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
公共的施設管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関すること。 (2) 被災施設の復旧に関すること。
病院その他の医療機関等	(1) 医療等の確保に関すること。

## 6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は、以下のとおりである。

### (1) 概況

本市は旧飯野、加久藤、真幸町が合併したもので、宮崎県の南西部に位置し、宮崎県、熊本県、鹿児島県の三県の境界にあり、市の北部は熊本県人吉市、あさぎり町、東部は小林市、西部は鹿児島県伊佐市、湧水町、南部は霧島市に接している。

### (2) 地勢

本市の面積は283km<sup>2</sup>で東西約26km、南北約22km。市の南部は霧島錦江湾国立公園の主峰韓国岳をはじめ、甑岳、白鳥山、飯盛山などが連なって“えびの高原”をつつみ、その山すそは北に向かっておだやかな傾斜の台地を作り、扇の型をしている。北は九州山脈の南端にある矢岳、国見山、鉄山などの連山が急傾斜で南下している。

この両山系に囲まれた中央部は平坦で霧島山に源を發する長江川、池島川と九州山脈に源を發する川内川が合流してこの盆地の中央を西に流れ、鹿児島県薩摩川内市に至っている。

### (3) 気候

本市の気候は、盆地特有の寒暖明白な内陸性気候で、温暖な地域でもある。昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、冬季においては、霧島連山を越す西風が霧島おろしとなって吹き荒れる。降水量は多く、台風の経路にも当たっているため、たびたび台風や集中豪雨などの被害に見舞われている。

平成30年の年間気象は、気温が年平均16.1度、最高37.1度、最低-6.3度で、降水量は7月が594mmと最も多く、年間降水量は2,759mmであった。

(出典：宮崎地方气象台)

### (4) 人口及び人口分布

平成31年2月28日現在の人口は19,544人（男性9,244人、女性10,300人）、世帯数9,909世帯である。地区別にみると飯野地区が10,409人、加久藤地区4,369人、真幸地区4,766人となっている。

65歳以上は、7,999人で高齢化率は、40.9%である。

(出典：えびの市住民基本台帳)

### (5) 道路

平成16年の九州自動車道の全線4車線化により、宮崎自動車道とあわせて宮崎・鹿児島近郊県都へは約1時間、福岡・北九州へは約2～3時間でアクセスが可能である。

国道は、221号（人吉市～都城市）、268号（水俣市～宮崎市）、447号（出

水市～えびの市)があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道980路線(平成28年4月1日現在)が一体となった交通ネットワークを形成している。

こういった広域・都市間の道路網が発達している一方で、市内の道路は狭隘なものが多く、機能性、安全性で課題を有している側面もある。

#### (6) 鉄道

鉄道は、都城市から湧水町の吉松駅までのJR吉都線が東西に、肥薩線の吉松駅から人吉駅までの一部が、市の西側を南北に走っている。

市内には吉都線のえびの飯野駅、えびの上江駅、えびの駅、京町温泉駅、肥薩線の真幸駅の5駅がある。

#### (7) 自衛隊施設等

市内には、陸上自衛隊西部方面隊西部方面混成団の第24普通科連隊を基幹とするえびの駐屯地、陸上自衛隊霧島演習場、海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所(超長波(VLF)送信所)が所在している。

#### (8) 原子力発電所・その他の施設

本県には原子力発電所又は原子炉施設(以下「原子力発電所等」という。)は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)には含まれていない。

本市から最も近い原子力発電所は、川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市)であり、県境である本市亀沢地区まで最短約54km、市役所までは、約63kmに位置する。

その他の原子力発電所と市役所までの距離は、九州電力玄海原子力発電所(佐賀県東松浦郡玄海町)まで約182km、四国電力伊方原子力発電所(愛媛県西宇和郡伊方町)まで約213kmとなっている。

また、その他の施設として本市には、国民保護措置等に当たり特に留意を要する施設はないが、隣接する鹿児島県には、石油コンビナートが所在しており、鹿児島県との連携には、特に留意する。

## 第5章 計画の前提となる事態の類型

### 1 国民保護法の対象となる事態の類型

国民保護法の対象となる事態は、下表のとおりである。  
これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

事 態		定 義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態	・武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第2号)
	武力攻撃予測事態	・武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第3号)
緊急対処事態		・武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの(事態対処法第2条第1項)

### 2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型

基本指針において示された県国民保護計画の作成及び国民保護措置等の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型は、下表のとおりである。

事 態 類 型		想 定
武力攻撃事態等	着上陸侵攻	・我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに、各種弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航空攻撃	・我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃(空爆)を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設等への攻撃が想定される。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・原子力事業所の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

### 3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型ごとの留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)によると、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃等及びこれらの複合事態の可能性比較的高いものと考えられる。
- (2) 「緊急対処事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。
- (3) いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器か、NBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等について、以下のとおり定める。

#### 1 市の各課における平素の業務

市の各課は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめ様々な危機管理に関する業務と併せて行うものとする。

なお、各課の平素の業務の詳細については、別に定める。（えびの市地域防災計画等に準じて対応する。）

#### 【国民保護措置に関する平素の業務】

計画関係	<ul style="list-style-type: none"><li>市国民保護計画の見直し、変更に関すること。</li><li>市国民保護協議会の運営に関すること。</li></ul>
避難・救援関係	<ul style="list-style-type: none"><li>避難施設の運営体制の整備に関すること。</li></ul>
情報収集・伝達関係	<ul style="list-style-type: none"><li>住民に対する警報、緊急通報などの内容の伝達に関すること。</li><li>安否情報の収集、報告体制の整備に関すること。</li></ul>
武力攻撃災害対策 対処関係	<ul style="list-style-type: none"><li>武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。)</li><li>住民の避難誘導に関すること。</li><li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li><li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li><li>復旧に関すること。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>特殊標章等の交付等に関すること。</li></ul>

#### 2 市職員の参集基準等

##### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、西諸広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ、防災体制とあわせて24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集範囲

市は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、①の体制をとるものとし、各体制ごとの職員の参集範囲は、②のとおりとする。

① 体制

事態の状況	判 断 基 準		体 制
事態認定前	全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		情報連絡本部体制
	全課での対応が必要な場合		警戒本部体制
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報連絡本部体制
		全課での対応が必要な場合	警戒本部体制
	対策本部設置の通知を受けた場合		対策本部体制

② 参集範囲

体 制	参 集 基 準
情報連絡本部体制	基地・防災対策課職員その他必要な職員
警戒本部体制	市長及び副市長、各災害対策部長、基地・防災対策課職員。この他、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
対策本部体制	すべての市職員

(4) 職員への連絡手段の確保

市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての市職員に速やかに連絡できる体制を整備するものとする。

緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話・メール等により通常連絡できる体制を整備する。

また、緊急時に参集することが予定される職員は、携帯電話を携行するなど常に連絡が取れるよう努めるものとする。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集を図る。

(6) 職員の所掌事務

市は、参集した職員が行うべき所掌事務を、あらかじめ定める。

(7) 本部体制の整備

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食糧の備蓄、自家発電設備の確保を図る。

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部との連携体制の確保

市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目毎に担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物質の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物質の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項、第 5 項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携強化に努める。また、市国民保護計画と関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話

(FAX) 番号、メールアドレス等) について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置等と市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握するものとする。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、

災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する等平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等に関する情報、警報の通知及び伝達、被災情報、安否情報など様々な情報を関係機関相互間で共有し、市民に対して的確かつ迅速にこれらの情報を伝達することが重要である。このため、市は通信の確保及び情報の収集・提供等の体制整備のため必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時においても情報の収

集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - Net）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、防災行政無線や広報車、消防団等によるほか、自主防災組織や自治会等の地域コミュニティーを通じた伝達など、情報体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時又は緊急処理事態における災害において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

運	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
面	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### (3) 関係機関との情報の共有

市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の活用により、迅速な警報の内容や情報を正確に市民に伝達できるように防災行政無線の情報伝達体制の充実を推進する。

### (3) 県警察及び消防本部との連携

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び消防本部との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々

な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式により、県に報告する。

**【収集・報告すべき情報】**

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② 出生の年月日
③ 男女の別
④ 住所
⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑦ 居所
⑧ 負傷又は疾病の状況
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
⑩ 死亡の日時、場所及び状況
⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、

あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。）の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報収集・報告に関する事務処理体制を定め、必要な体制の整備を図る。

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市は、市職員の危機管理能力の向上に資する研修・訓練を実施するとともに、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において市民がとるべき行動等についての啓発等を行うため、市が実施する研修及び訓練、啓発について、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 職員等の研修機会の確保

市は、市職員の危機管理能力の向上を図るため、必要に応じて外部有識者等を講師に招き研修会等を開催するほか、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治学院、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

また、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する。

#### (2) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防本部と協力しつつ、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用

する。

## 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、県警察及び消防本部とともに、県、近接市町等関係機関と共同するなど、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練及び地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。

#### 【訓練項目】

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### 【主な訓練の形態】

- ① 実動訓練（人・物を実際に動かす訓練）
- ② 図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）

### (2) 訓練に当たっての留意事項

- ① 実施する訓練の種別などに応じて、市民に当該訓練への参加をよびかけ、訓練の普及啓発に努める。その際、訓練の開催時期、場所等は市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ② 訓練終了後は、事後評価を行うとともに、課題や教訓を明らかにした上で、国民保護計画の見直し等に反映させる。
- ③ 学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

## 第2章 避難及び救援等に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害への対処に関する国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するための、体制の整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、対策を講じる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するものとする。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考にして、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整するものとする。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県と保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>① 保有車両等(鉄道、バス等)の数、定員</li><li>② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法                      など</li></ul></li><br/><li>○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none"><li>① 道路    (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)</li><li>② 鉄道    (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)</li></ul></li></ul> |
|--|

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 第3章 生活関連等施設の把握等

#### 1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、生活関連等施設の安全確保に特に配慮する必要があるため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

##### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県及び消防本部を通じて、施設名称、連絡先等の情報を把握するとともに、県及び消防本部との連絡体制を整備する。

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

① 管理者に対する安全確保の留意点の通知

市は、生活関連等施設の管理者等に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた「生活関連施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事間通知)を県からの通知と併せて周知に努める。

② 県警察等関係機関との連携

市は、生活関連等施設に関し、県警察、消防本部、自衛隊、生活関連等施設を管理する関係機関等との連携強化に努める。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置等に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、危機対処能力の向上や国民保護措置等の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、全国瞬時警報システム（通称 J - A L E R T (ジェイアラート) ) による情報

伝達及び弾道ミサイル落下時の行動並びにテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社宮崎県支部、県、消防機関などともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、国による事態認定前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

なお、通常のテロ事案についても、必要に応じ本体制により対応することとする。

### 1 情報連絡本部体制の整備

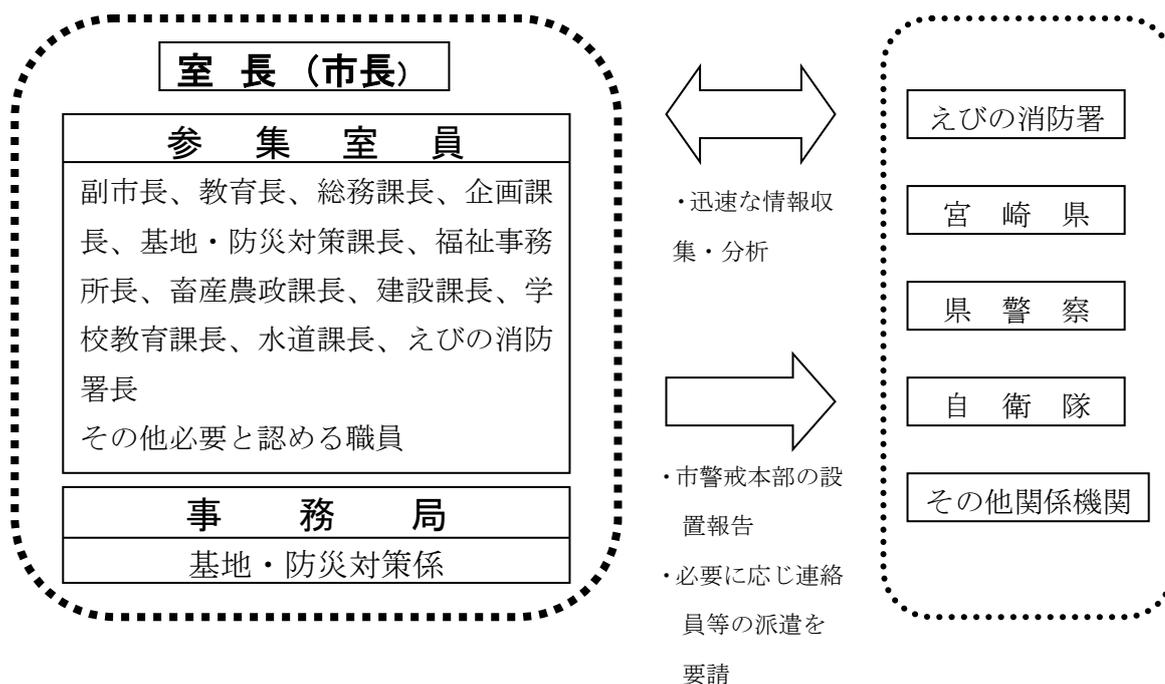
市は、県、消防本部、県警察からの、市域や近接市町における武力攻撃の兆候の通知や、他県での武力攻撃事態等及び緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合、必要に応じて関係職員を参集させ、直ちに警戒態勢をとり、以下の対応を行う。

- ① 武力攻撃の兆候の通報や他県での武力攻撃事態等及び緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長へ報告する。
- ② 総合的な危機管理機能の観点から情報連絡本部を設置し、危機管理体制の整備を図っていく。

### 2 警戒本部の設置

市は、県、消防本部、県警察からの情報により、市域や近接町における武力攻撃の認定につながる可能性事案の発生などを把握した場合、市としての的確かつ迅速に対処するため、えびの市警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を速やかに設置する。

## 【市警戒本部の構成】



### 3 警戒本部の初動体制

#### (1) 県への報告

市は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨と事案の発生等について、県に連絡を行う。

#### (2) 関係機関との連携

市警戒本部体制は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

#### (3) 初動措置の確保

市は、「市警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

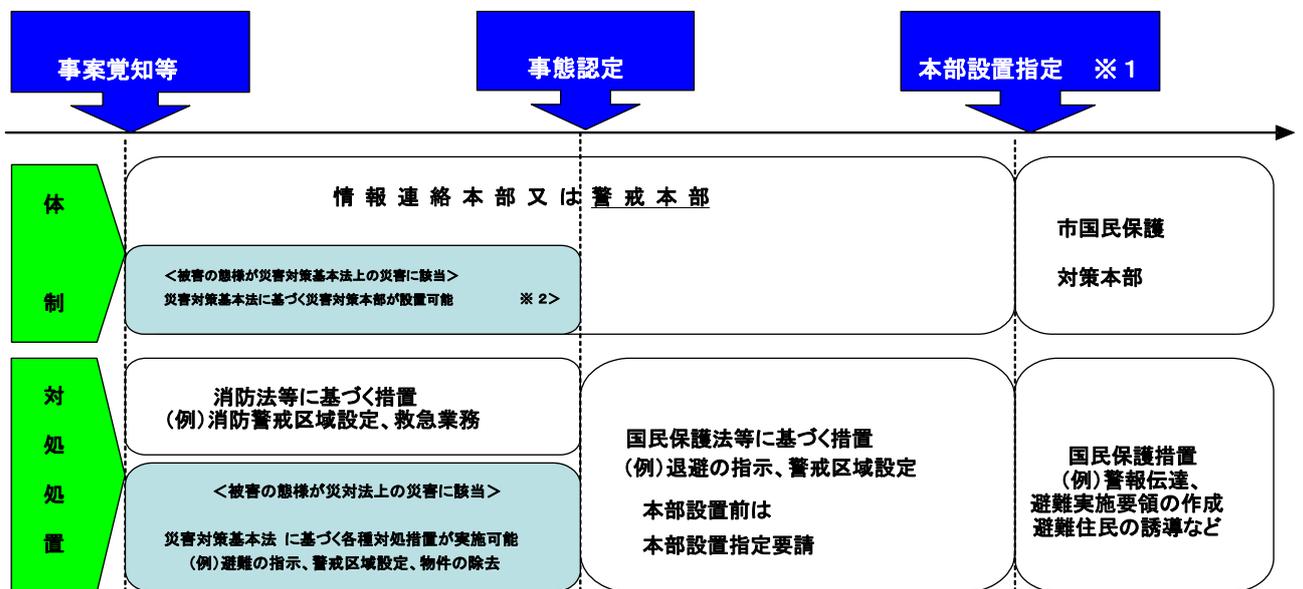
(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策に移行する場合の調整

(1) 市警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、市警戒本部を廃止する。

(2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難指示等の措置を講じている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 第2章 市対策本部の設置等

市は、事態認定後において迅速かつ的確に国民保護措置等を実施するため、市対策本部の設置手順、組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に市警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、「えびの市役所各課緊急連絡網図」及び電子メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、えびの市役所本庁舎3階AB会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を下記のとおり指定する。

〔第1順位〕 市文化センター

〔第2順位〕 市国際交流センター

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により前項の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

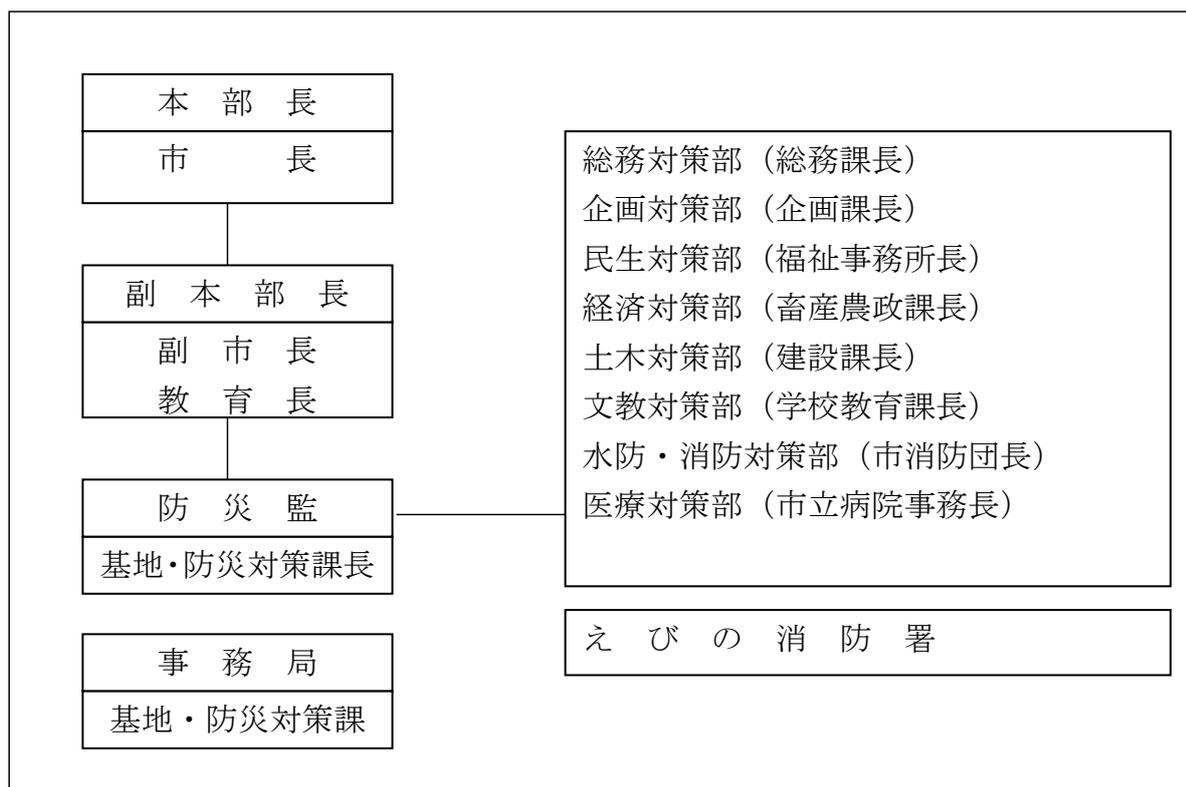
市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置等を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

- ① 市対策本部本部長（市長、以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。
- ③ 市対策本部防災監は、基地・防災対策課長をもって充て本部長、副本部長及び各対策部との連絡調整を実施する。
- ④ 市対策本部の本部員は、総務課長、企画課長、福祉事務所長、畜産農政課長、建設課長、学校教育課長、消防団長、市立病院事務長をもって充てる。

〔市対策本部の組織構成〕



〔市の各部における業務〕

部 等		分 掌 事 務
防災監		1 本部長、副本部長との連絡調整に関する事。 2 各対策部との連絡調整に関する事。 3 市対策本部・現地対策本部の設置及び廃止に関する事。 4 避難の勧告・指示等の判断に関する事。 5 国民保護に係る国、県との連絡調整 6 自衛隊の国民保護等派遣に関する事。 7 市対策本部会議に関する事。
部名	班 名	分 掌 事 務
総 務 対 策 部	本部班	1 本部の庶務に関する事。 2 武力攻撃等及び緊急対処事態に関する情報の収集及び分析に関する事。 3 国民保護措置等の総合調整 4 特殊標章等の交付、許可に関する事。 5 国民保護に係る備蓄、訓練等に関する事。 6 安否情報等の収集提供などに関する事。 7 被害状況の収集及び報告（県・防災関係機関）に関する事。 8 警報の伝達及び緊急通報に関する事。 9 防災関係機関との連絡調整に関する事。 10 非常無線通信に関する事。 11 自主防災組織に関する事。
	記録班	1 被災時の記録・写真撮影に関する事。 2 情報の記録及び保存・整理に関する事。
	人事班	1 各部間の応援動員に関する事。 2 職員の勤務及び給食並びに被災職員の調査に関する事。 3 職員の災害補償等に関する事。 4 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関する事。 5 職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関する事。 6 総務対策部記録班の応援移管すること。
	施設交通班	1 市有財産（財産管理課所管）の被害状況調査及び応急対策、復旧に関する事。 2 本部に必要な施設の整備に関する事。 3 災害時の車両の確保及び配車・輸送に関する事。 4 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関する事。 5 来庁者に対する避難誘導に関する事。 6 本庁庁舎内外の警備に関する事。
	建築班	1 市営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 2 市有施設（建築物）の応急対策、復旧に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 罹災者の市営住宅への入居に関する事。 5 被災住宅の融資・調査・相談に関する事。

部名	班 名	分 掌 事 務
総務 対策 部	市民協働班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織（自治会長）との連絡調整（情報収集・伝達）に関する事。</li> <li>2 市民に対する広報に関する事。</li> <li>3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。</li> <li>4 地域の被害情報等について関係課への情報伝達に関する事。</li> <li>5 地区コミュニティセンター等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>6 災害時におけるボランティアの受入れ・調整に関する事。</li> <li>7 ボランティア対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>8 災害初動時における部外及び部内の応援移管する事。</li> </ol>
企 画 対 策 部	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 災害視察者及び見舞い者の接遇に関する事。</li> <li>3 災害見舞金等の礼状の発送に関する事。</li> <li>4 その他、本部長の特命に関する事。</li> </ol>
	企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害応急対策の企画に関する事。</li> <li>3 電気・電話ライフライン機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 復旧計画に関する事。</li> <li>5 政府、国会、県等への要望、陳情等に関する事。</li> <li>6 災害応急対策等のための外国に対する応援協力要請及び受け入れに関する事。</li> </ol>
	情報管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民情報の管理、確保に関する事。</li> <li>2 情報処理に関する事。</li> <li>3 企画対策部企画班の応援に関する事。</li> </ol>
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家屋の被害調査に関する事。</li> <li>2 被災家屋台帳の調査に関する事。</li> <li>3 罹災者に対する市税措置に関する事。</li> <li>4 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>5 災害初動時における部外及び部内の応援移管する事。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に係る予算及び資金に関する事。</li> <li>2 総務対策部本部班の応援に関する事。</li> </ol>
	調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係経費の収支に関する事。</li> <li>2 義援金品の受付・受領及び一時保管に関する事。</li> <li>3 災害対策に伴う物品の調達に関する事。</li> </ol>
	議会 対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会関係者に対する連絡調整に関する事。</li> <li>2 企画対策部秘書班の応援に関する事。</li> </ol>
民生 対策 部	飯野 支部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出張所の所管区域における災害の予防・応急対策及び被害状況等、本部への連絡報告に関する事。</li> <li>2 本部から指示された事項</li> </ol>
	真幸 支部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出張所の所管区域における災害の予防・応急対策及び被害状況等、本部への連絡報告に関する事。</li> <li>2 本部から指示された事項</li> </ol>

部名	班 名	分 掌 事 務
民 生 対 策 部	要支援者 対策班	1 要配慮者世帯で支援を必要とする者の移住状況の把握及び避難誘導並びに介護支援に関すること。 2 要配慮世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 3 災害救助法に関すること。 4 死体の収容及び埋火葬に関すること。 5 民生対策部物資補給班の応援に関すること。
	物 資 補給班	1 民生対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 民生対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 3 社会福祉施設等の被害報告に関すること。 4 被災者に対する炊き出しに関すること。 5 緊急食糧及び生活必需品等（救助物資）の受付・配分に関すること。 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7 物資の保管及び義援金品の配分に関すること。 8 災害見舞金品の支給に関すること。
	避 難 収容班	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 避難所の誘導に関すること。 3 被災者の収容及び介護に関すること。 4 本部との連絡に関すること。 5 被災者の国民年金保険料の減免に関すること。 6 民生対策部物資補給班の応援に関すること。
	環 境 業務班	1 清掃作業の統括に関すること。 2 応急仮設トイレの設置及び、し尿の処理に関すること。 3 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。
	防 疫 救護班	1 被災地及び避難所等の防疫に関すること。 2 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 3 医療機関との連絡調整。 4 委託医療及び助産に関すること。 5 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 6 被災地域及び避難所等における伝染病の予防及び調査に関すること。 7 被災者健康相談・訪問に関すること。 8 人的被害の調査及び死亡者の確認に関すること。
	経 済 対 策 部	農務班
	畜産班	1 家畜の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 3 災害に関連した失業者の対策に関すること。

部名	班 名	分 掌 事 務
経済対策部	観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 観光客の避難対策について</li> </ol>
土木対策部	管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 土木対策部に係る施設等の被害報告に関すること。</li> <li>3 道路の状況確認、確保、情報提供に関すること。</li> <li>4 応急資機材等の調達及び確保に関すること。</li> </ol>
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、公園、緑地、河川、堤防、砂防、街路樹等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。</li> <li>2 応急対策に必要な作業員の確保に関すること。</li> </ol>
	耕地班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。</li> </ol>
	林務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>2 山林、林道、林道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。</li> <li>3 市有財産（畜産農林課所管）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> </ol>
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水施設の応急対策及び給水に関すること。</li> <li>2 水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。</li> <li>3 簡易水道の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>4 応急資機材等の調達及び確保に関すること。</li> </ol>
文教対策部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 教職員の動員に関すること。</li> <li>3 児童生徒の事故処理及び避難誘導に関すること。</li> <li>4 学校施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>5 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。</li> <li>6 被災学校の保健衛生に関すること。</li> <li>7 通学路の確保に関すること。</li> <li>8 被災学校の応急教育に関すること。</li> <li>9 被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達あっせんに関すること。</li> <li>10 教職員住宅の被害調査及び復旧に関すること。</li> </ol>
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>2 社会教育施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>3 文化財等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>4 体育施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。</li> </ol>
	学校給食班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>2 被災者に対する炊き出しに関すること。</li> </ol>
ボランティア対策部 (社会福祉協議会)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティア団体への協力の要請及び受入れに関すること。</li> <li>2 総務対策部市民協働班との連絡調整に関すること。</li> </ol>
水防・消防対策部 (えびの市消防団)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務対策部本部班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 団員の招集、警戒警備及び配置に関すること。</li> <li>3 地域住民の避難誘導及び被災者の救助並びに人身の保護に関すること。</li> </ol>

部 等	分 掌 事 務
水防・消防 対 策 部 (えびの市消防団)	4 財産の保護に関すること。 5 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減に関すること。
医療対策部 (えびの市立病院)	1 各対策部との連絡調整に関すること。 2 民生対策部防疫救護班との連絡調整及び連携に関すること。 3 地域医療に関すること。 4 外来及び入院患者の避難誘導に関すること。
西 諸 広 域 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部	1 災害発生時の救急・救助に関すること。 2 防災ヘリ・ドクターヘリの要請に関すること。 3 被害状況の情報収集に関すること。 4 住民の避難誘導及び保護に関すること。 5 応急救護所の設置運営に関すること。

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

##### ③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

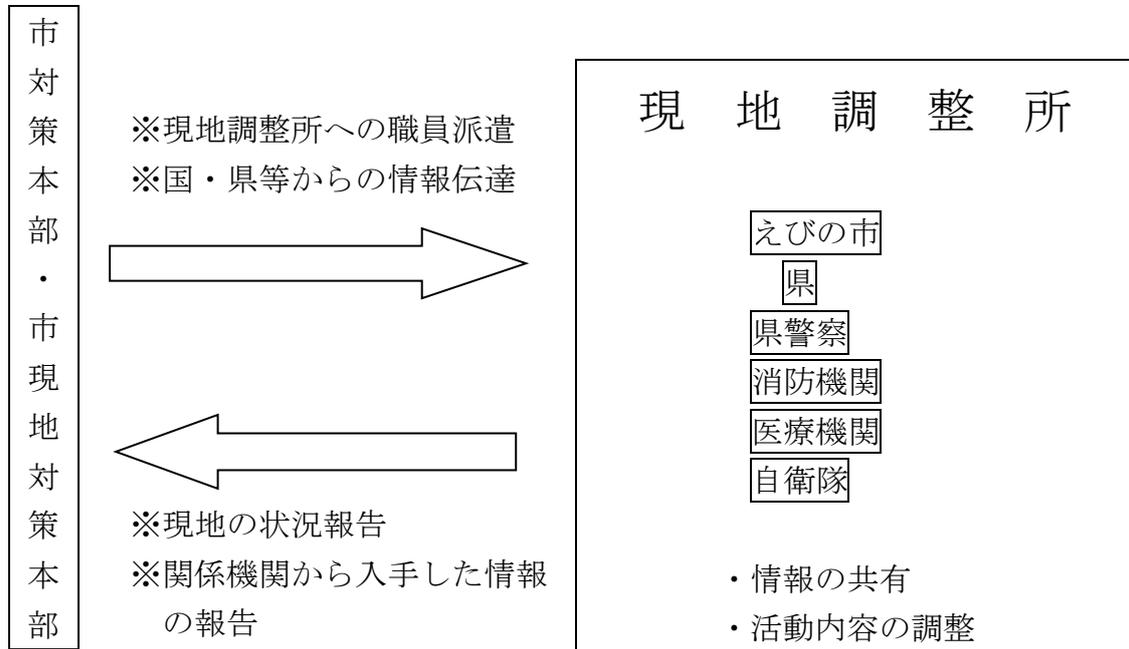
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、及び現地

において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図るものとする。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使するものとする。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種

の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 県知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、宮崎地方協力本部長又は陸上自衛隊第24普通科連隊第3科長を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、航空自衛隊にあつては第5航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。

#### (2) 派遣された自衛隊の部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

なお、想定される自衛隊の国民保護措置は、以下のとおりである。

① 避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
② 避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
③ 武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等
④ 武力攻撃災害の応急の復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵政事業を行う者をいう。）に対し、当該機関職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた

応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなどボランティア活動を支援する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

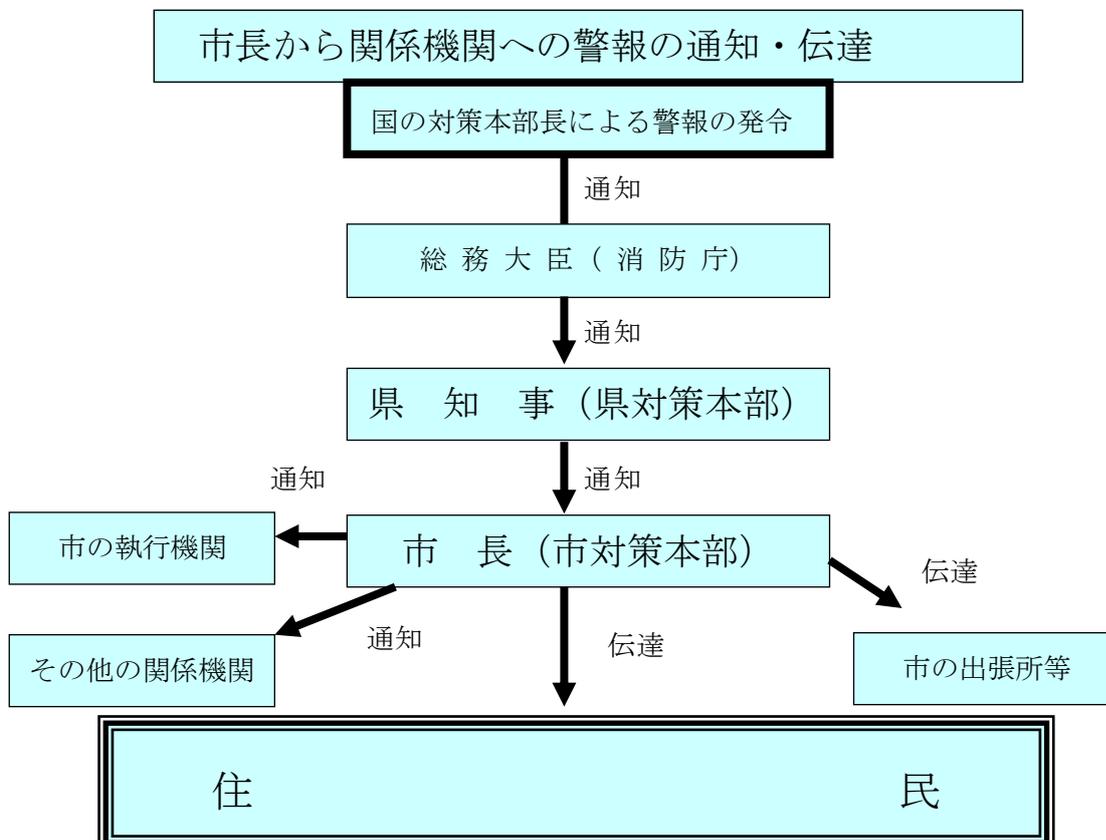
##### (1) 警報の内容の伝達

① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

① 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.ebino.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

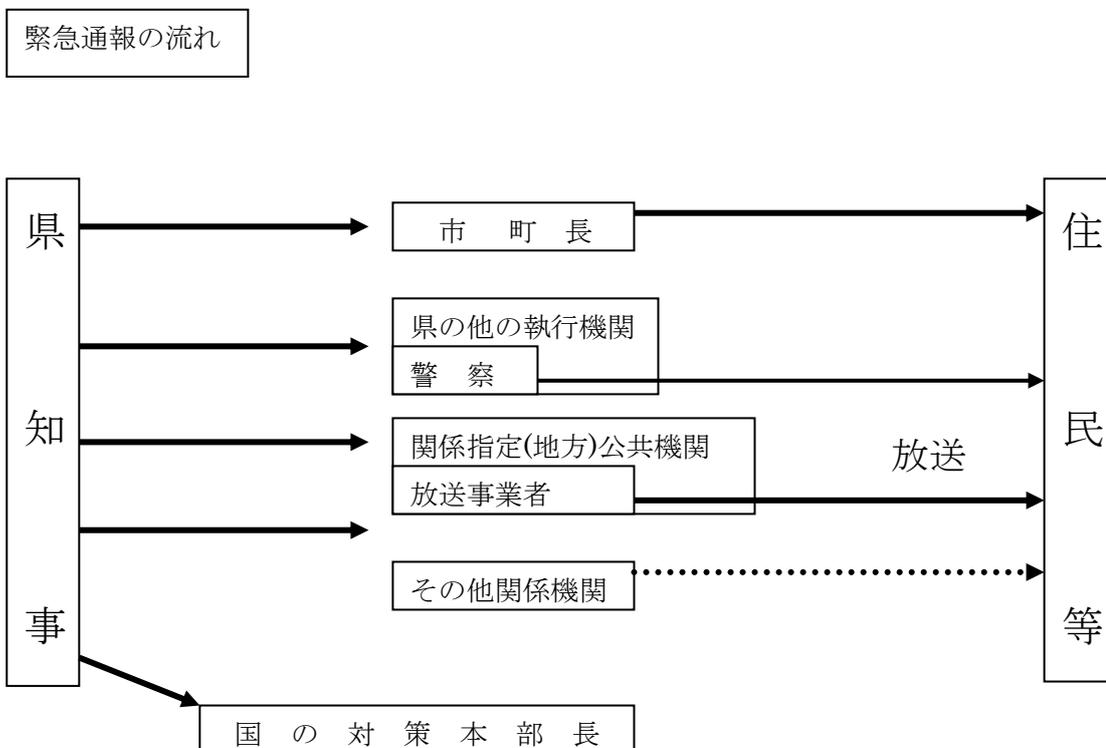
(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下に、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事が発令する緊急通報については、以下のとおりである。



市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、以下の内容により、速やかに県知事に緊急通報の発令の要請を行う。

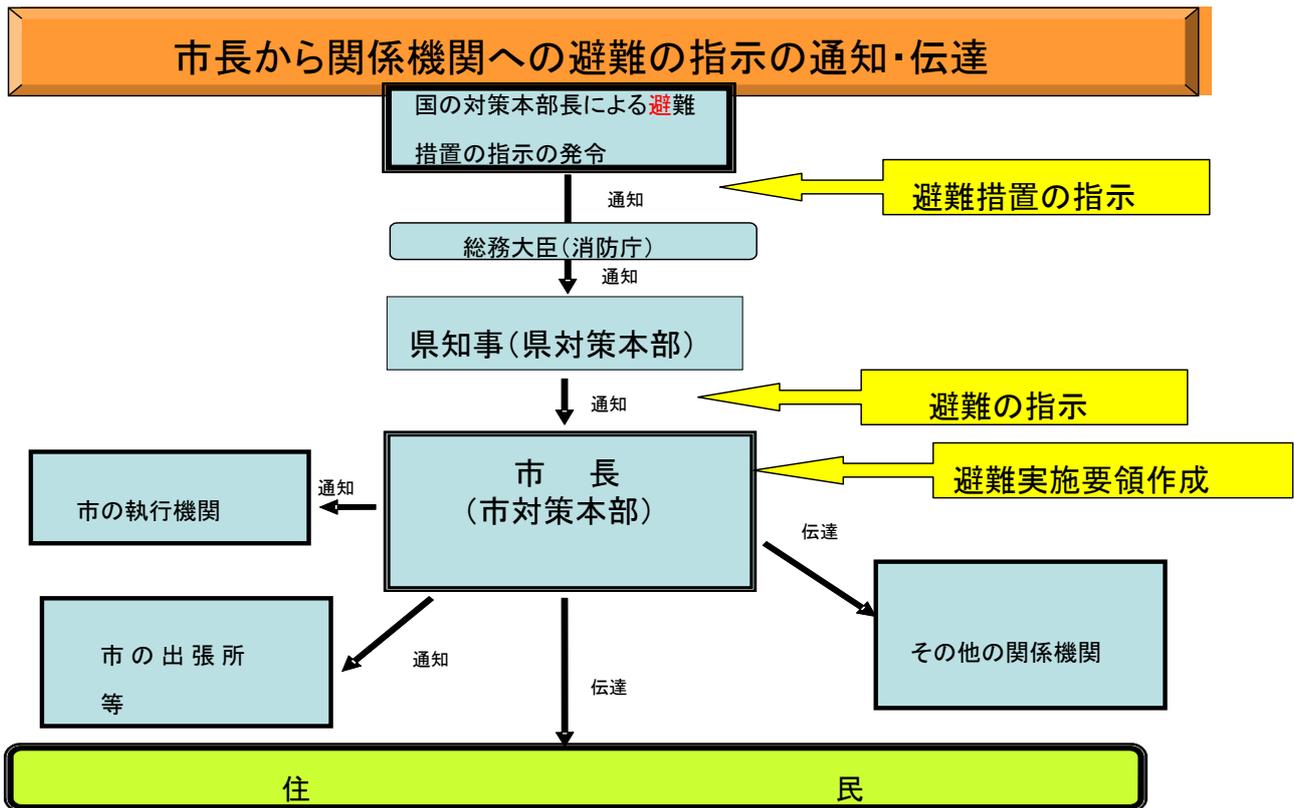
- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成

するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

#### (2) 避難実施要領の策定の際における留意事項

市長は、主に以下の事項に留意して、避難実施要領を策定するものとする。

#### 【県計画における「市の計画作成基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位  
要避難地域等の住所の詳細な記載  
地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載
- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
一時集合場所等の住所及び場所名記載  
集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
避難誘導の交通手段の明示  
集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市職員、消防団員及び消防職員の配置等  
市職員、消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討  
病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所してい

る施設の施設単位での避難方法の検討

民生児童委員、自主防災組織および自治会等による避難誘導の実施協力の記載

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域における残留者の確認方法の記載

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

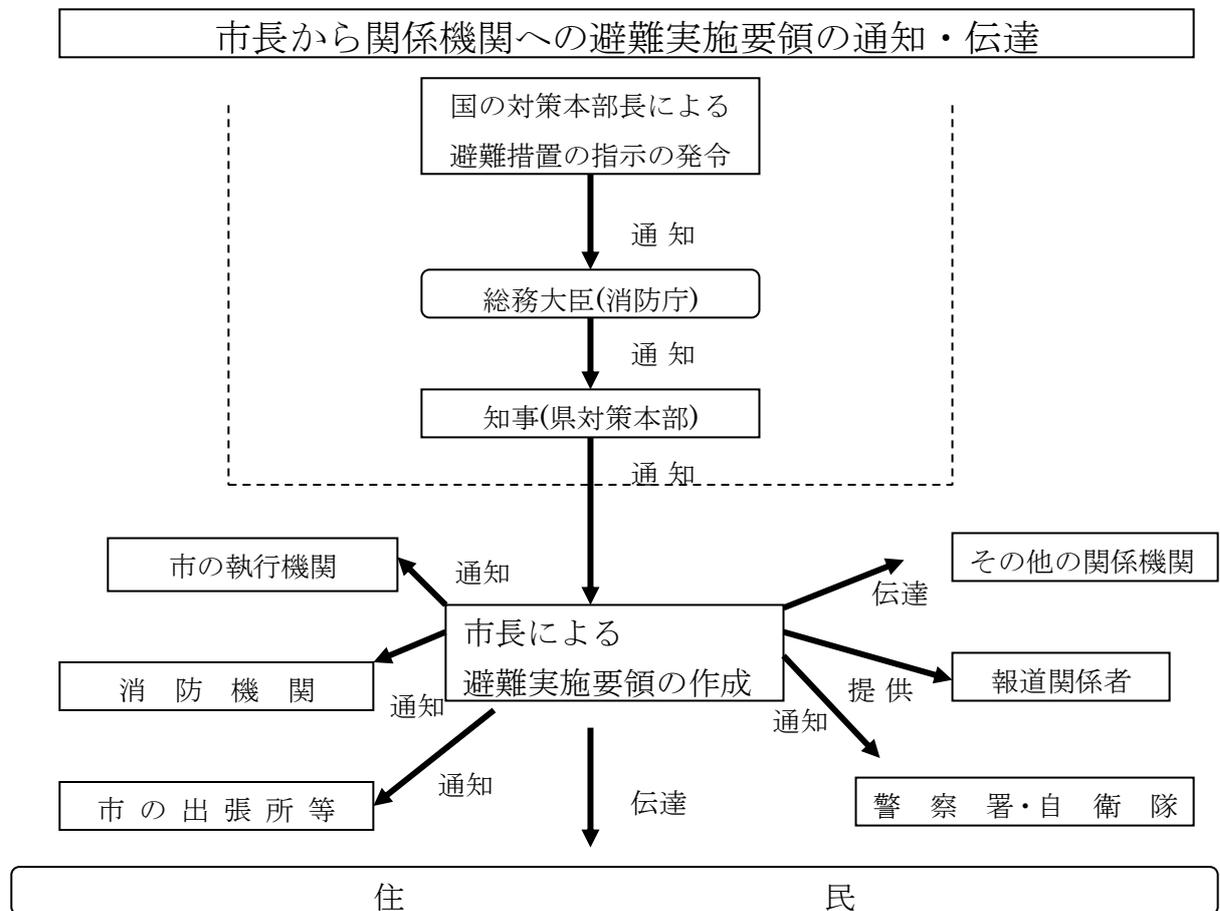
問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊宮崎地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

なお、避難実施要領の伝達に当たり、要配慮者、外国人、観光旅行者等への伝達に十分配慮を行うものとする。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、消防本部と協力しながら、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所ごとに職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させるものとする。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所ごとに、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

えびの消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又はえびの消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、民生対策部の要支援者対策班を中心に、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、その管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県

知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

#### (13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### (14) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

#### (15) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う市職員及び消防団員は、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

#### (16) 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。

## 4 武力攻撃事態 4 類型ごとの避難の留意事項

### (1) 弾道ミサイル攻撃等の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難させることが基本であり、できるだけ近傍のコンクリ

ート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させることとなる。

このため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、避難措置の指示及び避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じる。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

このため、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

## (3) 着上陸侵攻等の場合

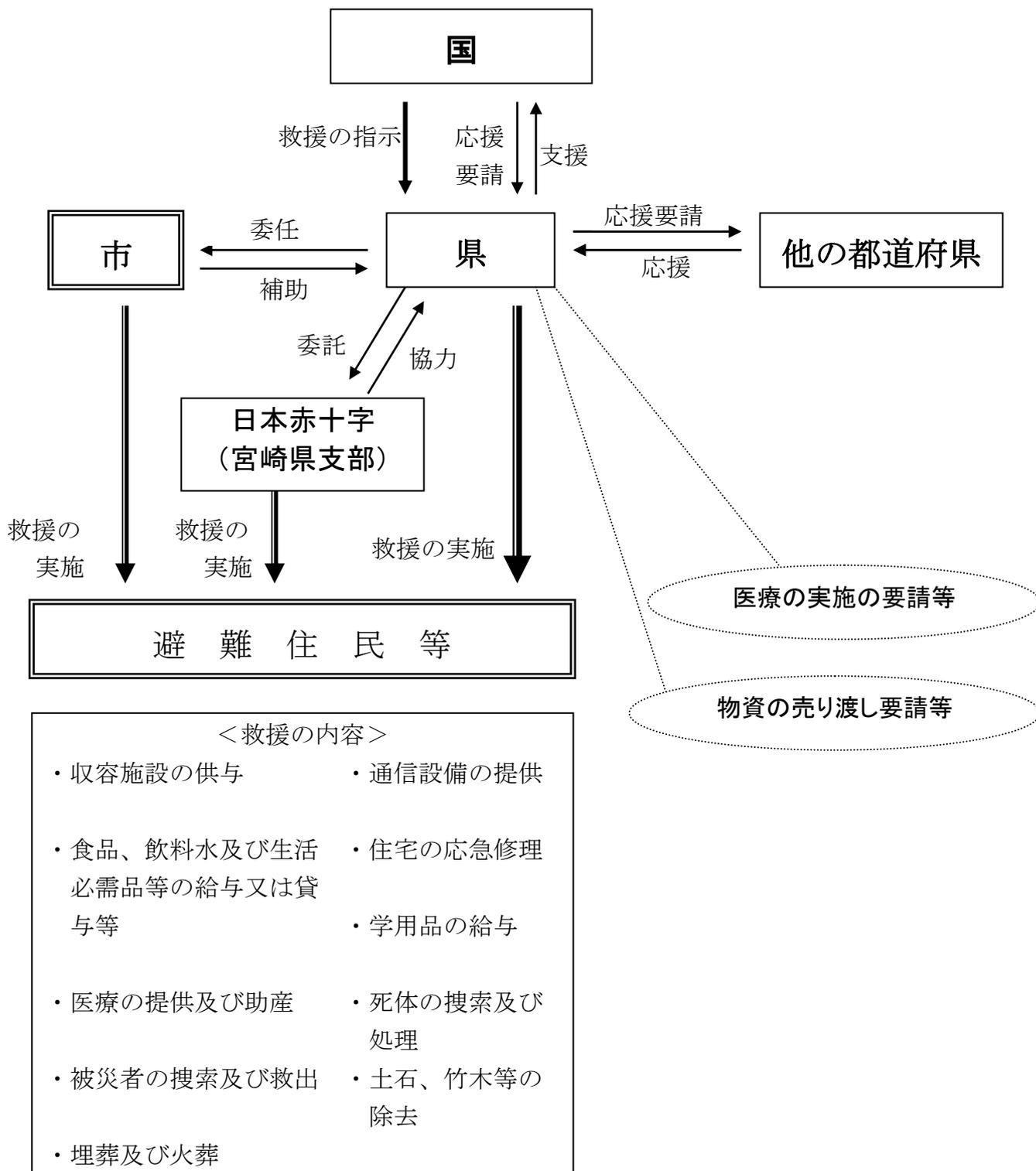
大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める

### 救援内容の概要



## 1 救援の実施

市は、救援に関する措置を防災における対応に準じて行うとともに、特に要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する

### (1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民に等に対し、関係機関等と連携協力して、次に掲げる措置を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社宮崎県支部に

委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の実施内容等

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委託を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 救援に係る要配慮者等への配慮

市は、救援の実施に際して、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人について、以下の点に留意する。

##### ① 要配慮者

###### ア 収容施設の設置

- 要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）
- 機器の整備（車椅子等の福祉機器）
- 視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、FAX、テレビ等）

###### イ 避難所の運営

- 要配慮者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の設備
- 介助員等の配置
- 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備

- 要配慮者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保
- 防疫救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）
- 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

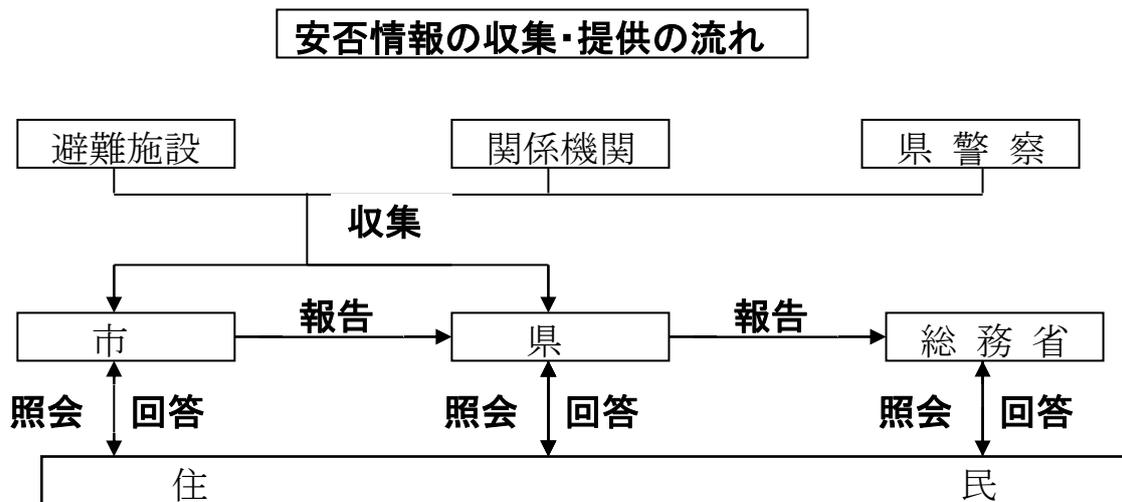
② 外国人

- ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳、翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備
- イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語化の推進

## 第6章 安否情報の収集・提供

### 1 基本的な考え方

- (1) 武力攻撃事態等においては、多数の避難住民や死傷者が発生することも想定されることから、家族や親族等の不安をできるだけ解消するため、安否情報の収集・整理・提供に努めるものとする。
- (2) 安否情報の収集等に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分留意するとともに、他の国民保護措置の実施状況を勘案しつつ、その緊急性や必要性の度合いを踏まえて行うべきものであることに留意する。
- (3) 安否情報の収集、整理及び提供の流れは、概ね次のとおりとする。



### 2 安否情報の収集・整理

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

この場合において、収集整理する項目は、次のとおりである。

#### ① 避難住民又は負傷した住民の場合

- ア 氏名（フリガナ）
- イ 出生年月日
- ウ 男女の別
- エ 住所（郵便番号を含む。）
- オ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
- カ ア～オのほか個人を識別するための情報（ア～オのいずれかに掲げる情

報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

② 死亡した住民の場合

ア ①のアからカ

イ 死亡の日時、場所、状況

ウ 死体の所在

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している可能性がある情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

### 3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の電子メール等の送付によるものとし、なお事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

## (2) 安否情報の回答

- ① 市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 6 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」や「被災者情報登録検索システム（IAA）」など災害時の安否情報伝達システム等について、住民に対し活用の推進を図る。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への報告

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### (2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、県知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状

況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定方法等

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設ける。

### (3) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、

警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管を図る。）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防機関の活動

市は、消防本部と連携して、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又はえびの消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

#### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

#### (5) 消防応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど県受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示が場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地以外の市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能

な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員、消防団員及び水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握、

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するとともに、県に対し、対応状況の情報提供を求める。

##### (2) 消防機関との連携による支援

市は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、消防本部と協力して指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

① 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限  
（危険物については、消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄  
（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の②のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行うよう県に依頼する。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があるため留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なることから、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入りの制限</li> <li>・立入りの禁止</li> <li>・封鎖</li> </ul>
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の制限</li> <li>・交通の遮断</li> </ul>

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するなど、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

### (3) 市の措置

市は、県の実施する措置に基づいて、廃棄物処理体制を整備する。

①初期対応	<p>ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。</p> <p>イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。</p>
②処理活動	<p>ア し尿処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までのルートを確保する。</p> <p>イ 必要により、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。</p> <p>ウ がれき類の処理に当たっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。</p> <p>エ 仮設トイレ、仮置場等の管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。</p> <p>オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。</p>
③県等への応援要請	<p>収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。</p>

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) こころのケア支援

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等のこころのケア対策について、県及び関係機関と連携を図り、また精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携した心のケア支援施策を図る。

#### (4) 風評被害の防止・軽減

市は、県、関係機関及び関係団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、市内外へ広報活動等を行う。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、

武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第 1 1 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

## 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される「赤十字標章等」及び「国際的な特殊標章等」は、それぞれの国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って、敵国の攻撃から保護されることとされている。

### (1) 赤十字標章等

#### ① 標章

第一追加議定書第8条（1）規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤ライオン及び太陽から成る。）

#### ② 信号

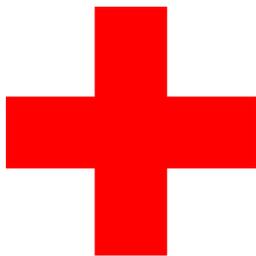
第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

#### ④ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記の通り）

#### ④ 識別対象

医療関係者、医療関係、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）

表面		裏面																						
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） 		<table border="1"> <tr> <td>身長/height .....</td> <td>瞳の色/Eyes .....</td> <td>髪の色/Hair .....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing or relevant information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">                             所持者の写真                              /PHOTO OF HOLDER                         </td> </tr> <tr> <td>印/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/height .....	瞳の色/Eyes .....	髪の色/Hair .....	その他の特徴又は情報/Other distinguishing or relevant information:			血液型/Blood type			.....			.....			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/height .....	瞳の色/Eyes .....	髪の色/Hair .....																						
その他の特徴又は情報/Other distinguishing or relevant information:																								
血液型/Blood type																								
.....																								
.....																								
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																								
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																							
身分証明書 IDENTITY CARD 自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の for PERMANENT TEMPORARY civilian medical personnel																								
氏名/Name .....																								
生年月日/Date of birth .....																								
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as																								
交付等の年月日/Date of issue .....		証明書番号/No. of card .....																						
許可権者の署名/Signature of issuing authority .....																								
有効期限の満了日/Date of expiry .....																								

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（第一追加議定書付属書1に規定する身分証明書のひな型）

※ 赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。  
また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

## (2) 特殊標章等

### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面		裏面		
	<p>（この証明書を交付する許可権者の印を記載するための余地）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ協定の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付年の年月日/Date of issue _____ 発行番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry _____</p>	<p>身長/Height _____ 目の色/Eyes _____ 髪の色/Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>住所/Address of holder _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p>		

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

## (3) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### ① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修などの応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関しての必要な事項について、以下のとおり定める。

### 第1章 応急の復旧

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生

すべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

## (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃に準ずる大規模なテロ等の事態である緊急対処事態への対処について、以下のとおり定める。

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

えびの市国民保護計画

平成19年 3月 作成

平成29年 3月 変更

平成31年 3月 変更

編集・発行 えびの市基地・防災対策課

〒889-4292

宮崎県えびの市大字栗下1292番地

電話 0984-35-1119

FAX 0984-35-0401

メール

kichi-bousai@city.ebino.lg.jp